

平成30年度の入札・契約制度の改正について

I 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の算定式の改正について

「足利市最低制限価格制度事務処理要領」及び「足利市低入札価格調査制度実施要綱」の算定式について、以下のとおり改正します。

1 内容

- (1) 最低制限価格制度：最低制限価格の算定式<sup>(表1)</sup>
- (2) 低入札価格調査制度：調査基準価格の算定式<sup>(表1)</sup>及び基本調査の数値的判断基準<sup>(表2)</sup>

表1 最低制限価格・低入札調査基準価格（表にない業種は改正なし。）

建設工事		改正後	現行
事 建築 工事及 び設 備工	① 直接工事費	$(\text{①} \times 0.90) \times 0.97$	$(\text{①} \times 0.95) \times 1.00$
	② 共通仮設費	$\text{②} \times 0.90$	$\text{②} \times 1.00$
	③ 現場管理費	$\frac{(\text{③} + \text{①} \times 0.10) \times 0.90}{0.90}$	$\text{③} \times 0.80$
	④ 一般管理費等	$\text{④} \times 0.55$	$\text{④} \times 0.55$
	工事価格（①～④の合計）に対する設定範囲	87～92%	87～92%
建設工事関連業務		改正後	現行
ル タ 土 ン タ 木 ン ト 関 業 係 務 建 設 コ 設 ン サ コ ン サ	① 直接人件費	$\text{①} \times 1.00$	$\text{①} \times 1.00$
	② 直接経費（積上計上）	$\text{②} \times 1.00$	$\text{②} \times 1.00$
	③ その他原価	$\text{③} \times 0.90$	$\text{③} \times 0.90$
	④ 一般管理費等	$\text{④} \times 0.48$	$\text{④} \times 0.45$
	業務価格（①～④の合計）に対する設定範囲	60～82%	60～82%
地 質 調 査 業 務	① 直接調査費	$\text{①} \times 1.00$	$\text{①} \times 1.00$
	② 間接調査費	$\text{②} \times 0.90$	$\text{②} \times 1.00$
	③ 解析等調査業務費	$\text{③} \times 0.80$	$\text{③} \times 0.70$
	④ 諸経費	$\text{④} \times 0.45$	$\text{④} \times 0.50$
	業務価格（①～④の合計）に対する設定範囲	2/3～85%	2/3～85%

表2 低入札数値的判断基準（建築工事及び設備工事のみ。他は改正なし。）

項目	改正後	現行
ア 直接工事費	$\frac{(ア \times 0.90)}{\times 0.75}$	$(ア \times 0.95) \times 0.75$
イ 共通仮設費	$イ \times 0.70$	$イ \times 0.70$
ウ 現場管理費	$\frac{(ウ + ア \times 0.10)}{\times 0.70}$	$ウ \times 0.70$
エ 一般管理費等	$エ \times 0.55$	$エ \times 0.55$
オ 工事価格	$\frac{① + ② + ③ + ④ - ⑤}{}$	① + ② + ③ + ④ - ⑤ と ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ のいずれ か低い額
① 直接工事費	$\frac{(① \times 0.90)}{\times 0.97}$	$(① \times 0.95) \times 1.00$
② 共通仮設費	$\frac{② \times 0.90}{}$	$② \times 1.00$
③ 現場管理費	$\frac{(③ + ① \times 0.10)}{\times 0.90}$	$③ \times 0.80$
④ 一般管理費等	$④ \times 0.55$	$④ \times 0.55$
⑤ 工事価格	$⑤ \times 0.03$	$⑤ \times 0.03$
⑥ 直接工事費	なし	$(⑥ \times 0.95) \times 1.00$
⑦ 共通仮設費	なし	$⑦ \times 0.90$
⑧ 現場管理費	なし	$⑧ \times 0.80$
⑨ 一般管理費等	なし	$④ \times 0.55$

## 2 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用します。

## II 指名競争入札の対象範囲について

現在、指名競争入札の対象範囲を2,000万円未満としていますが、平成30年度は、入札事務の効率化による事業の早期着手を図り、更なる品質の向上と地元建設業者の育成のため、当分の間5,000万円未満まで拡大します。

### 1 内容

対象	平成30年度	平成29年度
建設工事及び建設工事関連業務	当分の間 5,000万円未満	当分の間 2,000万円未満

### 2 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用します。

### Ⅲ 発注基準金額について

土木一式工事のB級に対する発注基準金額を改正します。

#### 1 内容

等級	発注基準金額	
	平成30年度	平成29年度
A	700万円以上	700万円以上
B	300万円以上3,500万円未満	300万円以上2,500万円未満
C	1,000万円未満	1,000万円未満

#### 2 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用します。